



第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

「つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか」

地域をつくり、コミュニティを築いていくためには「人」がとても重要です。その地域で暮らす誰もが地域に参加し、自分らしく暮らしていくためには支えあいやつながりが必要となります。地域で暮らす子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をお互いに認め合い、人権を尊重し、ともに生きるまちづくりを進めていくことが必要です。

また地域福祉をより進めていくためには、地域で暮らすみんなが担い手となり、ともに地域を育んでいく必要があります。

誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも笑顔で暮らし続けることのできるまちづくりを推進するため、支えあいの基盤となる地域づくりや課題を抱える人への支援の充実を進めていきます。

(案)

誰もが いきいきと自分らしく暮らせるまち かめおか
認めあい、支えあい、助けあえるまちづくり

認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり
いきいきと自分らしく暮らしていくために

地域福祉推進のために本計画で取り組むべき SDGS の視点

第 5 次総合計画では、SDGs の理念を市民みんなで共有し、持続可能な環境・経済・社会を創造するための先駆的な取組を進めることとしています。

本計画においても関連が大きい下記の目標について地域福祉を推進する視点として取り入れ取組を進めます。



貧困をなくそう



飢餓をゼロに



全ての人に健康と福祉を



質の高い教育をみんなに



働きがいも経済成長も



人や国の不平等をなくそう



住み続けられるまちづくりを



平和と公正を全ての人に



パートナーシップで目標を達成しよう

2 計画の基本目標

市民や活動団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等が連携し、それぞれの役割を果たしながら重層的に支援する仕組みづくりを目指します。

基本目標^{※1}1 誰もが安心して暮らしていけるコミュニティづくり

誰もが必要な支援を受けられるよう支援体制の充実を図るほか、災害時の支えあいを進めるための日常からの見守り等、日常生活を送る身近な地域の中で安心して暮らし続けるためのコミュニティづくりを進めます。



基本目標^{※2}2 地域課題を解決する体制づくり

市民同士・地域での支えあい・助けあいでは解決できない複雑な課題や、既存の制度では支援につながりにくい課題を抱える人に対し、各関係機関が連携し、包括的・重層的に支援する体制づくりを進めます。



基本目標^{※2}3 つながりによる地域づくり

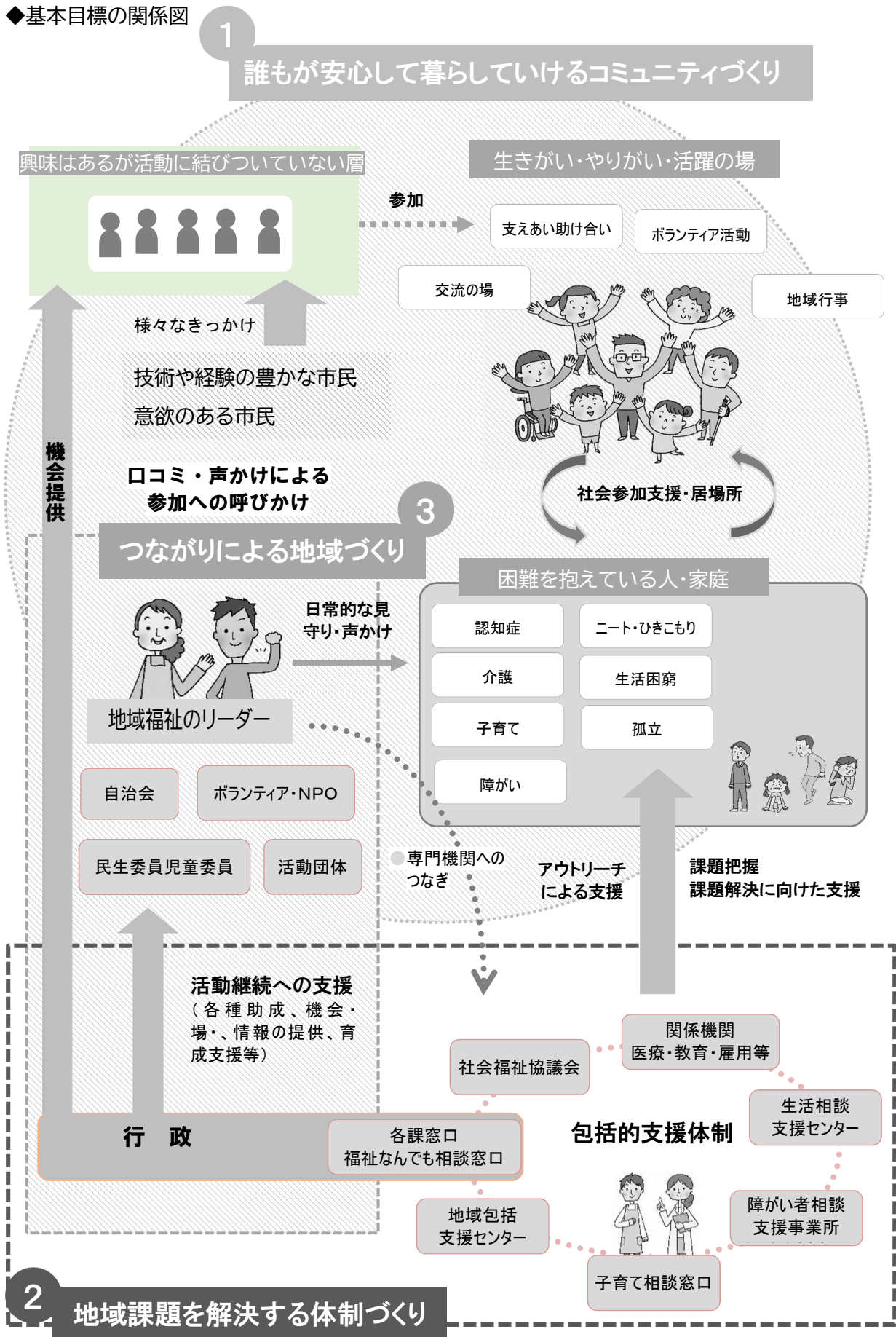
市民の福祉活動への参加が進むよう、福祉教育の機会を提供するほか、ボランティアや活動団体への支援を進め、地域で活発に地域福祉課題の解決に向けた取組が実施されるように努めるとともに、団体等の活動や取組に関する情報を周知し、つながりのある地域づくりを進めます。



※1 ここでは「コミュニティ」を日常生活での身近な生活圏として考えています。

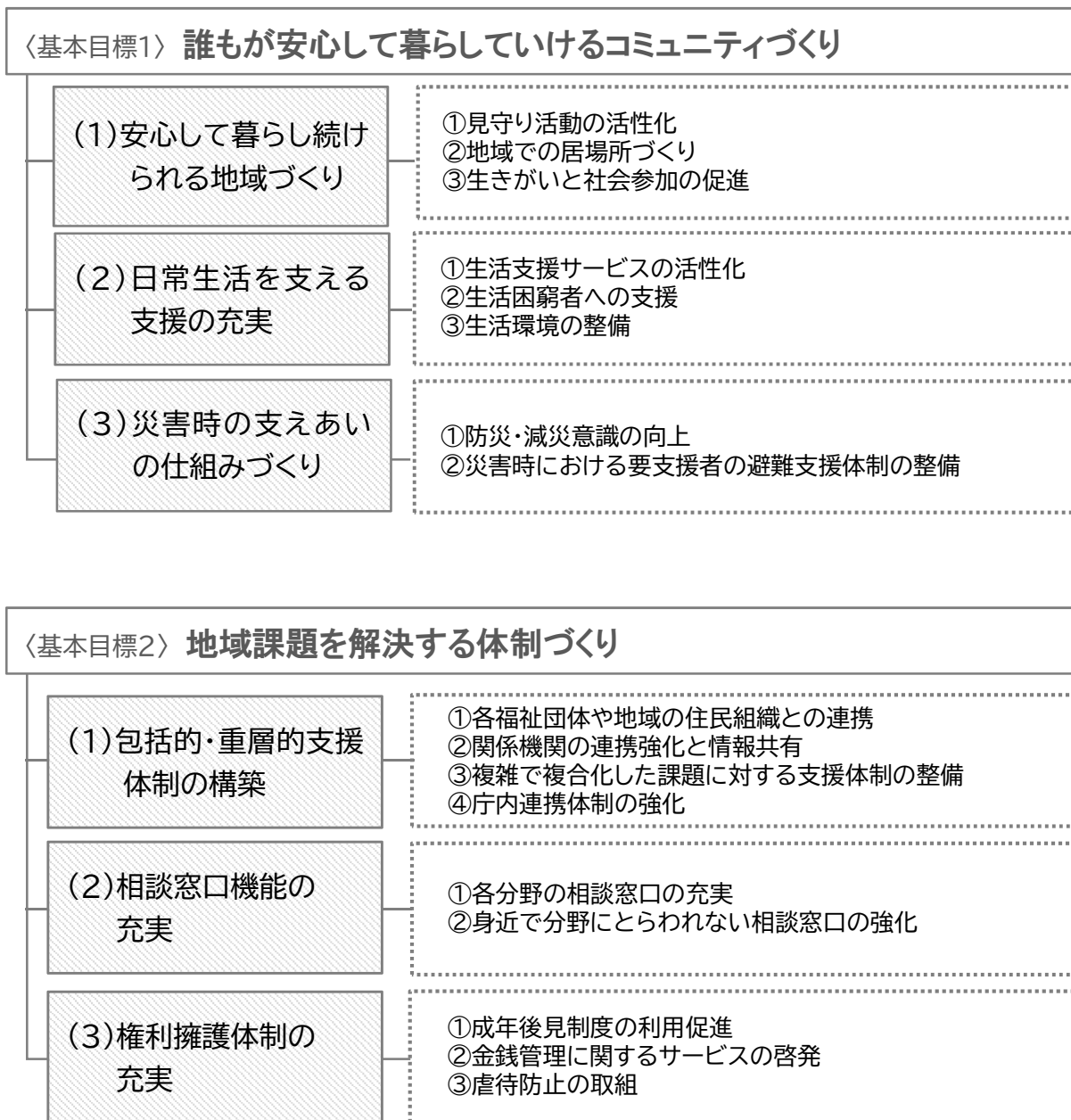
※2 ここでは「地域」を身近な生活圏より広い圏域として考えています。

◆基本目標の関係図



3 プログラムの体系

具体的に推進するプログラムを記載しています。



〈基本目標3〉 つながりによる地域づくり

(1)市民参加による
地域福祉の推進

- ①支えあい・助け合い体制の充実
- ②地域のサロン活動による地域交流の促進
- ③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化
- ④民生委員児童委員活動への支援

(2)ボランティア・
市民活動の推進

- ①地域福祉活動を行う活動団体への支援
- ②ボランティア活動の情報発信
- ③市民協働の促進

(3)新たな担い手の
育成

- ①生涯を通じて行う福祉教育の推進
- ②人権意識の醸成と地域福祉の理解促進
- ③人材育成のための活動への支援
- ④活躍できる場所の拡大



第4章 プログラムの展開



基本目標1

誰もが安心して暮らしていけるコミュニティづくり

(1)安心して暮らし続けられる地域づくり



地域住民同士のつながりの輪をつくり、社会参加をしながら、自分らしく生きがいを持って暮らし続けられるコミュニティ

方向性

民生委員・児童委員や地域で活動する事業所、活動団体の見守り活動により、顔の見える関係づくりを進め、地域の見守りネットワークの充実を図ります。

また、市民一人ひとりが自分らしく地域で暮らしていけるよう、生きがいとなるような居場所づくりや地域活動への参加がしやすい環境整備への取り組みを進めます。



施策の展開

①見守り活動の活性化

身近な相談役である民生委員・児童委員、地域で活動する事業所や活動団体が連携し、地域の身近な課題を見過ごすことのないよう見守り活動の充実を図り、必要な支援につなげていきます。

②地域での居場所づくり

地域での孤立防止に向けて、まずは地域住民が地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域で暮らし続けられるよう、地域の身近な公共施設等も活用し居場所づくりを進めていきます。

地域の居場所として、ふれあいサロン等の活動を展開してより多くの市民に参加を働きかけていきます。

③生きがいと社会参加の促進

就労や地域活動等の参加を通じて、誰もが社会と関わりを持ちながらやりがいや生きがいを持ち暮らすことができるよう、学習の機会や就労支援等の社会参加の支援を促進します。

具体的な取組

事業名	命のカプセル事業 【施策番号①】		
内容	救急時に本人などが病状を説明することができない場合に、救急隊員がカプセルに保管された情報を確認することで適切で素早い救急活動に役立てる。		
担当課	高齢福祉課	5年間の方向性	
事業名	認知症等高齢者の事前登録制度 【施策番号①】		
内容	認知症などにより、道に迷って帰り道が分からない人に対して、事前に登録することで実際に行方不明になった時に、登録した情報を迅速に関係機関へ提供し早期発見に役立てる。		
担当課	健康増進課	5年間の方向性	
事業名	福祉電話の設置 【施策番号①】		
内容	緊急時の連絡手段や安否確認、その他電話による連絡が必要と認められる人で電話を持っていない人に電話機を貸与します。		
担当課	高齢福祉課	5年間の方向性	
事業名	社会的孤立対策事業 【施策番号①②③】		
内容	日常的に個人宅を訪問する事業者の通常業務を通じて、安否確認または社会的支援が必要と考えられる住民の状況を把握し、各関係機関と連携して、市内における要支援者を早期に発見することにより、孤立死・孤独死を未然に防止し、「安全に安心して暮らせるまちづくり」の推進を図る。		
担当課	地域福祉課	5年間の方向性	
事業名	亀岡市セーフコミュニティ推進事業 【施策番号①】		
内容	WHO（世界保健機関）が推奨する「けがや事故などは偶然の結果ではなく、予防することができる」という理念に基づき、地域社会全体の協働の取り組みであり、自殺、交通安全、防犯、スポーツの安全、乳幼児の安全、高齢者の安全の6つの対策委員会を設置し取り組んでいる。		
担当課	自治防災課	5年間の方向性	

事業名	要支援者発見通報事業 【施策番号①】		
内容	日常的に個人宅を訪問する事業者の通常業務を通じて、安否確認または社会的支援が必要と考えられる住民の状況を把握し、各関係機関と連携して、市内における要支援者を早期に発見することにより、孤立死・孤独死を未然に防止し、「安全に安心して暮らせるまちづくり」の推進を図ることを目的とした事業。		
担当課	地域福祉課	5年間の方向性	
事業名	認知症家族支援事業【施策番号①②】		
内容	認知症の人やその家族は、不安を抱えていることが多く、本人や家族のケアが必要である。認知症カフェは、認知症の人とその家族の安心できる居場所として、交流や相談を行っている。		
担当課	健康増進課	5年間の方向性	
事業名	ひきこもり家族教室【施策番号①②③】		
内容	ひきこもりの問題に悩まれる当事者、家族が集い、研修や交流等を通して、ひきこもりについて学び、理解を深め、情報交換することで、課題の解決や心身の負担の軽減、気分転換につなげたり、当該世帯員の居場所となって孤立することを防ぐことを目的とする。		
担当課	社会福祉協議会	5年間の方向性	
事業名	地域子育て支援拠点事業【施策番号②】		
内容	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進します。		
担当課	子育て支援課	5年間の方向性	
事業名	子育て支援センター事業（かめおかっこひろば）【施策番号①②】		
内容	利用者支援事業として、相談支援員を中心に気軽に子育ての不安や悩みの相談に対応し、必要に応じて他機関との連携を図ります。		
担当課	社会福祉協議会	5年間の方向性	

事業名	シルバー人材センターの活用促進【施策番号③】		
内容	高齢者の社会参加の機会を紹介・提供する機関として重要な機能を有していることから、シルバー人材センターを就労機会の確保に係る核と位置づけ、事業内容の充実を図る中で、高齢者の社会参加ニーズに応えられるよう活動を支援する。		
担当課	高齢福祉課	5年間の方向性	
事業名	障がい者の社会参加【施策番号③】		
内容	就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備するとともに、適正な工賃の確保に向けた関係機関の取組を支援する。また、自分の興味やライフスタイルに応じて、文化芸術活動・スポーツ等を行える環境を整備するとともに、当事者の活動やそれを支援する NPO・ボランティアなどの活動に対する支援への取組を充実させることにより社会参加を促進する。		
担当課	障がい福祉課	5年間の方向性	

成果指標

事業名	成果指標	現状	令和7年度までの目標

〈コラム〉 ひきこもり家族教室

～ひきこもりの人・家族を支えるネットワーク～

◆こんな困りごとはありませんか？

- ・本人とどうかかわったらいいの？
- ・将来のこと考えると不安・・・



ひきこもりに悩んでいる家族や本人を対象として、電話や面談で相談を受け付けています。匿名での相談も可能で、相談者の意向を聞きながら、専門的な相談支援窓口と連携しチームで支える体制を作っています。

また、ひきこもり家族教室は、同じ悩みをかかえる家族や本人の交流の場・居場所としての役割も担っています。

(2)日常生活を支える支援の充実



高齢者や障がい者、生活困窮者などあらゆる市民が安心して日常生活を送ることができるコミュニティ

方向性

様々な課題を抱えながらも、地域の支えあいの中で、適切な福祉サービスを受けながら地域で安心して暮らしていける体制づくりや、障がい者等の生活を取り巻く環境の整備、生活困窮者に対する早期の対応と就労相談なども含めた継続的な生活再建に向けた支援を行うためのネットワークづくりを推進します。



①生活支援サービスの充実

サービスを必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、利用にかかる相談支援など総合的な支援の強化・充実を図るとともに、受け入れ態勢の整備（福祉人材の確保や事業所の専門職員の配置など）を進めていきます。

また、高齢者や障がい者などすべての人が安心して生活できるよう、外出支援等の生活支援サービスの充実を図ります。

②生活困窮者への支援

生活困窮者は年代を問わずに存在し、「見えにくい課題」となることから、関係機関や関係各課等との連携を通じた連絡体制により早期の発見・把握から適切な支援につなげます。

また、相談員によるニーズに合った個別プランの作成、プログラムにより、本人の自立や社会参加に向けて、「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援を実施し、関係機関・他制度、多様な主体による支援を行います。

③生活環境の整備

手話通訳の推進やデジタルサイネージの設置、バリアフリーの整備など、高齢者や障がい者等に配慮したまちづくりを進めます。

具体的な取組

事業名	介護予防拠点活動支援事業
内容	亀岡市内に居住する65歳以上の高齢者を対象に、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養及び口腔等に係る介護予防教室等を行います。
担当課	高齢福祉課
事業名	地域生活支援事業
内容	障がいを持つ人が地域で生活する上での支援として実施している市町村事業です。
担当課	障がい福祉課
事業名	障がい福祉サービス事業
内容	障がい児者が日常・社会生活を営むことができるように必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行います。
担当課	障がい福祉課
事業名	一時生活支援
内容	解雇等により、住居を失った離職者等の生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供することで、生活の再建を図るための支援を行います。
担当課	地域福祉課(生活相談支援センター)
事業名	就労準備支援事業
内容	直ちに就労が困難な人に一定期間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う
担当課	地域福祉課(生活相談支援センター)
事業名	子どもの学習支援事業
内容	子どもの学習支援をはじめ、日常的な学習習慣、進学に関する支援等、子どもと保護者双方に必要な支援を行います。
担当課	地域福祉課(生活相談支援センター)
事業名	住居確保給付金支給事業
内容	生活困窮者自立支援法に基づき、離職または廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した者または住居を喪失するおそれのある者に対し、住宅確保給付金を支給することにより、住居と就労機会の確保に向けた支援を行います。
担当課	地域福祉課
事業名	コミュニケーション条例
内容	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律およびその他関連法令等の理念に沿って手話言語等のコミュニケーション手段による、情報保障及び意思疎通の保障並びに手話言語等の普及及び理解の促進を図ることにより、障がいのある人もない人もすべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支えあいながら生きる共生社会を実現する。

担当課	障がい福祉課
事業名	合理的配慮
内容	障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があり、「障害者差別解消法」では、役所や事業者に対して、障がい者から何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担になりすぎない範囲で対応する（事業者においては、対応に努める）。
担当課	障がい福祉課

〈コラム〉 あなたのまちの民生委員・児童委員

◆こんな困りごとはありませんか？

- ・高齢になり、一人暮らしで心細い
- ・赤ちゃんのことで身近な相談相手がほしい
- ・福祉サービスについてちょっと知りたい



民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からボランティアとして委嘱されています。

活動内容は、高齢者等の見守り活動や地域福祉活動のお手伝いを行っているほか、生活上の悩みなどについて、支援を必要とする人と行政等の関係機関とのパイプ役を担っています。

亀岡市では、地域の方々の最も身近な相談役として、地域福祉の中心的な役割を担う民生委員・児童委員 181 名と、主に児童問題に取り組む主任児童委員 18 名が活動しています。



(3)災害時の支えあいの仕組みづくり



災害時、要支援者を含めた誰もが取り残されることなく、安全に避難することができるコミュニティ

方向性

地域で安心して暮らすため、大型台風や集中豪雨等による災害に備え、迅速な避難支援を実施するために支援を要する人の情報を地域と共有し、日頃からの見守りや避難訓練等の実施を行うとともに、災害時の避難体制の仕組みの強化と充実に努めます。また、市民一人ひとりの防災・減災意識の向上に向けた取組を進めます。



①防災・減災意識の向上

市民一人ひとりが災害時に対応できるよう、防災訓練や講演会を実施し、正しい判断、知識を身につけることで、防災・減災に向けた意識向上のための支援を行います。

②災害時における要支援者の避難支援体制の整備

災害発生時に自ら避難できない高齢者や障がいのある人等要配慮者に対しては、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時からの見守りや災害時の避難支援を実施します。

災害時の迅速な避難支援につなげるため、個別の避難計画の作成に努めます。

日頃から各地域での防災訓練の充実と民生委員・児童委員等と協力し、名簿に登録されていない要配慮者への把握を引き続き行い、支援の強化に努めます。

具体的な取組

事業名	防災訓練
内容	災害発生時の情報伝達、応急避難、要配慮者支援など、市民及び関係機関との連携を図り、各種訓練を実施します。
担当課	自治防災課
事業名	ハザードマップの作成
内容	水害・土砂災害のハザードマップを作成・更新し、市民に周知します。
担当課	自治防災課

事業名	社会福祉協議会災害ボランティアセンター事業
内容	地震や水害などの災害発生時に、被災地での支援活動に従事する「災害ボランティア」を受け入れ、被災者のニーズを把握し災害ボランティア活動を推進します。
担当課	社会福祉協議会
事業名	聴覚障がい者・手話通訳者会との災害時対応体制の構築
内容	亀岡市登録手話通訳者会と共に防災の学習会等を実施するとともに、災害時における安否確認や、避難所等での情報提供など、手話を主たる言語とする聴覚障がい者への支援に関わる「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者への支援に関する協定」を推進します。
担当課	障がい福祉課
事業名	災害時要配慮者支援
内容	災害対策基本法に基づき、身体の障害や病気など一定の要件に基づき、災害時に自力で避難することが困難な人を対象とした名簿を作成・更新します。
担当課	地域福祉課

<コラム> 万が一の災害に備えて ～災害時の要配慮者支援～

近年は、平成30年の西日本豪雨をはじめとした自然災害による要支援者（高齢者や障がい者など）の被災が目立っています。そのため、日頃から要支援者への災害情報の伝達方法や避難支援の体制を構築していくことがますます必要になっています。

万が一の災害に備えて、いつ、誰が、誰と、どこへ、どうやって避難するのかなどを地域でも話し合ってみましょう。



避難行動要支援者名簿って？

災害が起こった時、自宅で避難所まで「自力で避難することが難しい人（要支援者）」を一定の基準に基づき、あらかじめ把握し、いざという時に要支援者の避難を支援するために作成している名簿です。この名簿は、「災害対策基本法」に基づき、全国の各市町村に整備することが義務付けられており、亀岡市でも地域防災計画を定め、名簿を作成しています。

基本目標2

地域課題を解決する体制づくり

(1) 包括的・重層的支援体制の構築



地域における様々な課題を行政や関係する支援機関等が分野にとらわれず包括的・重層的に受け止め、連携して課題解決を図ることができる体制

方向性

分野横断的な課題や地域では解決できない課題を、支援に結びつけるため、多様な機関が密接に連携した支援体制を構築し、課題解決のための適切な支援につなげます。



① 各福祉団体や地域の住民組織との連携

地域における課題や市民のニーズを把握するため、市民の身近な存在となりうる民生委員・児童委員や各福祉団体、地域の住民組織との連携強化を図ります。

また、関係機関への情報共有ができる仕組みづくりを行います。

② 関係機関の連携強化と情報共有

複雑化・多様化する市民のニーズに対応するため、支援を行う関係機関や専門機関との情報共有を行うなど、連携を強化し、相談者の負担の軽減を図ります。

③ 複雑で複合化した課題に対する支援体制の構築

8050 問題やひきこもりなど、解決が困難で様々な関係機関が連携して支援していく必要がある課題に対応するための分野横断的な支援体制や、市民、地域、関係機関、行政がそれぞれの役割の中で重層的に支援する仕組みづくりの整備を進めます。

また、地域福祉における課題を解決するため、庁内においても横断的に連携する体制づくりを検討します。

具体的な取組

事業名	生活困窮者自立支援ネットワーク会議等による関係機関との連携強化関係
内容	機関との既存の連携会議の中で情報共有を進め、連携強化を図る。
担当課	地域福祉課
事業名	利用者支援事業「基本型」
内容	子どもやその保護者、妊娠中の人などが多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズに応じたきめ細やかな利用者支援を実施し、関係機関との連絡・調整、連携、共同の体制づくりを推進します。
担当課	子育て支援課
事業名	SC自殺対策委員会
内容	SC自殺対策委員会は、自殺の相談に関わる多くの関係機関を中心に構成し、精神的な疾患を抱える市民や生活困窮者に対する相談、勤労者に対する啓発などを実施する中で自殺者の減少に向けた対策を行っている。
担当課	地域福祉課
事業名	庁内連携体制の強化
内容	地域福祉関係者会議を中心に、市役所内での担当者間連携など、庁内連携体制を推進します。
担当課	地域福祉課

〈コラム〉



(2)相談窓口機能の充実



市民が抱える様々な生活課題等が身近な相談窓口で、分野に関わらず受け止められ、適切な支援につなげていく体制

方向性

地域の様々な相談を分野に関わらず受け止めることができる相談機能の充実を図るとともに、誰もが気軽に相談できるよう相談窓口を周知します。

また、相談機関が連携して、包括的・重層的な支援につなげるための総合的な相談体制を構築します。



①各分野の相談窓口の充実

高齢者、障がい者、子育て世帯等、それぞれのニーズに対応するために、横断的に各分野の専門性を活かしながら、それぞれの相談機関が連動する仕組みづくりを検討するとともに、複合的な課題に対する相談体制の充実に努めます。

また、どこに相談したらよいか分からないという市民ニーズに答えるために設置している「福祉なんでも相談窓口」が市民にとって、さらに身近な相談窓口となるよう情報発信や関係機関との連携を強化します。

②身近で分野にとらわれない相談窓口の強化

市民の誰もが気軽に安心して相談できる環境づくりのために、民生委員・児童委員や各種相談窓口の周知を図るとともに、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センター、社会福祉協議会、さらには地域における文化センター（隣保館）など既存のあらゆる相談・支援機関と連携が図れる仕組みづくりに努めます。

また、広範囲にわたる福祉施策において、分野にとらわれない複雑な課題に対応する相談体制の構築を推進します。

具体的な取組

事業名	いのちささえる相談窓口事業
内容	死を考えるほどつらい悩みを抱えておられる人やその家族に対して、電話や面談による相談支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を行う。
担当課	地域福祉課
事業名	高齢者の相談窓口の充実 地域包括支援センター業務
内容	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療など様々な面で支援を行うための総合相談機関であり、高齢者の介護や日常生活に関わる困りごと、地域における介護予防等の活動に対応している。
担当課	高齢福祉課
事業名	子育てに関する相談窓口の充実 家庭相談員及び母子・父子自立支援員による相談
内容	児童（18 再未満）の生活習慣・しつけ・不登校・非行、そのほか発達上気になること、ならびに児童虐待問題等の相談に応じて、少しでも早く解決できるよう、ひとり親家庭の抱える問題に対する各種相談や助言・指導のほか、必要な支援を行うことで、自立を促します。
担当課	子育て支援課
事業名	妊娠期からの切れ目ない相談支援体制の整備 子育て世代包括支援センター事業「BCome」
内容	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、個々の状況に合わせた支援に取り組むことを目的に、社会福祉士・助産師・保健師が母子健康係地区担当保健師と連携し、専門性を備え当事者目線の支援を実施します。
担当課	子育て支援課
事業名	市民相談事業
内容	市民の安全・安心を確保し、市民生活を擁護するため、市民にとって身近で信頼のおける相談窓口として、常設の市民相談に対応するため専門相談員を配置するとともに、弁護士による法律相談や総務省行政相談委員による行政相談等の特設相談を実施します。
担当課	市民課

事業名	消費生活相談事業
内容	市民の利益の擁護及び増進を図り、安全で安心な消費生活が営めるよう、消費者からの苦情・相談に対応するため専門相談員を配置し、消費者からの苦情・相談に対して、助言や必要があれば事業者とあっせん等を行い、被害の未然防止や拡大防止に向けて取り組みます。
担当課	市民課
事業名	障がい者生活支援事業（亀岡市相談支援事業）
内容	障がい者の地域生活を支援するため、当事者や家族からの相談をはじめ、在宅福祉サービスの利用援助や社会資源の活用、ピアカウンセリング、情報提供等を総合的に行う身近な専門相談を行います。
担当課	障がい福祉課
事業名	身体障がい者・知的障がい者相談員制度
内容	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく制度により相談員を設置し、当事者や家族からの相談対応をはじめ、障害者の自立と社会参加を促進する等地域生活を支援し、障害者福祉に関する正しい知識の普及を図ります。
担当課	障がい福祉課
事業名	障がい福祉サービス事業(相談支援事業)
内容	障がい児者の日常生活の中で抱えるニーズや課題にきめ細かく対応し、必要があれば適切に障害福祉サービスの支給決定につなげるため特定相談支援事業所の指定を行います。
担当課	障がい福祉課
事業名	生活困窮者自立支援相談支援事業
内容	亀岡市生活相談支援センターにおいて、生活困窮者への相談支援を実施している。毎月亀岡市役所関係部署、関係機関と支援内容の調整会議を行い連携を図りながら、支援プランを作成し支援を実施している。
担当課	地域福祉課
事業名	福祉なんでも相談窓口の設置・運営
内容	広範囲にわたる福祉施策がある中、相談先が分からないという市民ニーズに対して、円滑且つ適切な対応を行い、適切な支援に繋がります。
担当課	地域福祉課
事業名	福祉・生活課題解消支援事業福祉総合相談窓口
内容	生活のこと、介護や医療のこと、家族のこと、近所のこと等、分野を限定せず、気軽に分からないことや不安を打ち明けられ、相談が出来る場所となるよう、情報提供や、必要に応じての専門機関への橋渡しを行います。
担当課	地域福祉課

〈コラム〉 福祉に関する困りごと相談 ～福祉なんでも相談窓口～

生活困窮や介護、子育てなど、どこに相談すればよいか分からない福祉に関する様々な困りごとを相談できる窓口として「福祉なんでも相談窓口」を開設しており、ひきこもりでお悩みのご本人やご家族の相談を受け付ける「ひきこもり相談支援窓口」も併せて開設しています。



相談支援員がお悩みをお聴きしながら一緒に考え、お役にたてる情報を提供し、関係機関と連携しながら、解決への道筋を一緒に考えます。自分のこと、近所のことなどお困りのことがありましたら、一度ご相談ください。

(3)権利擁護体制の充実



高齢者、障がいのある人、児童等の虐待やDVをなくし、認知症の人や障がいのある人が安心して自立した地域生活を送ることができる体制

方向性

認知症の人や障がいのある人が自立した地域生活を送るため、成年後見制度、金銭管理、虐待防止などにより、様々な問題を抱える生活者、当事者の権利を明確に擁護する体制をつくります。



①成年後見制度の利用促進

被後見人の財産管理や日常生活について、後見人や親族、福祉、医療、地域等の関係者が連携して支援していく必要があり、地域連携ネットワークの中で広報、相談、利用促進、支援等の段階的な機能整備を図ります。

②金銭管理に関するサービスの啓発

日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理を自己の判断で適切に行うことが困難な人が、適切にサービスを受けられるよう、権利擁護に関する啓発や相談窓口の充実に努めます。

③虐待防止の取組

高齢者、障がいのある人、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の対応に向けた関係機関での連携を強化します。

具体的な取組

事業名	成年後見制度利用支援事業（高齢者）
内容	認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない65歳以上の人（対象者）について、対象者の権利を守る援助者（成年後見人）を選び、対象者を法律的に支援します。
担当課	高齢福祉課
事業名	成年後見制度利用支援事業（障がい者）
内容	知的障害や精神障害、発達障害、認知症などによって物事を判断する能力が十分でない64歳以下の人（対象者）について、対象者の権利を守る援助者（成年後見人）を選び、対象者を法律的に支援します。
担当課	障がい福祉課
事業名	福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）
内容	個人の尊厳とご利用者自身の意思決定を保持し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を社会福祉協議会が支援することで、誰もが“いきいき”と“安心して”暮らせるように支援します。
担当課	社会福祉協議会
事業名	高齢者虐待防止対策の推進
内容	市民が気軽に相談できるように高齢者虐待相談窓口（市、亀岡市地域包括支援センター）を設置し、市民への認知度を高めてもらうために市民向けパンフレットを作成するなど、高齢者虐待の防止対策を推進します。
担当課	高齢福祉課
事業名	児童虐待防止対策の推進
内容	要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けた児童をはじめとする保護を要する児童等（要保護児童、要支援児童、特定妊婦）に関する情報の交換や支援を行うための協議・調整を行い、関係機関連携の強化、支援体制の構築、要保護児童の早期発見・早期対応を図ります。
担当課	子育て支援課
事業名	障がい者虐待に向けた啓発
内容	障がい者虐待について、市民の理解と認識をさらに深めるため、各窓口やイベント等にてリーフレット配布、障がい者福祉のてびきやホームページに相談窓口を周知・啓発します。
担当課	障がい福祉課

事業名	DVの未然防止に向けた啓発
内容	配偶者からの暴力をなくす啓発活動として、市内の店舗や駅構内で街頭啓発を行います。
担当課	人権啓発課
事業名	DV被害者への支援
内容	DV被害者をはじめとした女性が抱えるあらゆる問題・課題の相談に対応できるよう、相談体制の充実を図っています。
担当課	人権啓発課

〈コラム〉



基本目標3

つながりによる地域づくり

(1)市民参加による地域福祉の推進



地域福祉活動やボランティアに意欲や関心のある人が増え、地域の中で日常的な見守りや地域活動が活発に行われる地域

方向性

多くの市民に対して、地域福祉活動への参加を働きかけ、活動を活性化させます。また活動を通じて自ら地域の特性や課題に関心を持ち、地域の課題に取り組む地域づくりを進めます。



①見守り、支えあいの体制の充実

地域の見守り活動を活性化するために、地域の見守りネットワークや見守りを行う関係団体等への情報共有や連携を促進するとともに、地域での活動が活発に行われるよう支援を進めます。また見守り活動の輪を広げ、課題を抱える人を早期に発見し、支援につながられるよう努めます。

②地域のサロン活動等による地域交流の促進

地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域で暮らし続けられるよう居場所づくりを進めます。

地域の居場所としてふれあいサロン等の活動を展開してより多くの市民に参加を働きかけていきます。

③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化

地域福祉の推進を担う中心的な役割を担う社会福祉協議会と連携し、自治会や地域団体が行う地域活動への支援や福祉コミュニティの持続と地域のつながりを深めていくための取組を進めます。

また、地域の課題を把握しながら各種団体の活動が効果的に行われるよう、調整する役割を担うコーディネーターを地区ごとに配置する等、地域におけるコーディネート機能を充実します。

④民生委員児童委員活動への支援

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員の知識や情報を提供するための研修の実施、見守り活動に必要となる情報の提供や対応への支援、民生委員・児童委員と行政や関係機関との連携など、地域福祉の向上を図る活動を支えるため、民生委員・児童委員に対する支援を行います。

具体的な取組

事業名	生活支援体制整備事業
内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、介護保険によるサービスだけでなく、専門職を必要としない地域住民同士による助け合いで解決するようなお手伝い、事業所や商店による有料のサービス、健康維持や交流のために出かけられる場、さりげない見守りと必要時の連絡体制など、支えあいの仕組みづくりが求められている。このような地域住民、各種団体、事業所、商店など地域の力を結集し、地域の支えあい活動を広げる取組をサポートする事業。
担当課	社会福祉協議会
事業名	福祉コミュニティ推進事業
内容	地域のふれあいサロン活動や、ひとり暮らし高齢者のつどい、ふれあい交流イベントなどの開催により、普段からの顔の見える関係づくり、つながりづくりの場を提供します。
担当課	社会福祉協議会
事業名	地区社会福祉活動
内容	日頃からの顔の見える関係づくり、地域でのつながりを強化し、地域で孤立される人を防止し、見守り活動や地域での支えあい活動をひろげることで、地域コミュニティ活動を推進します。
担当課	社会福祉協議会
事業名	市民福祉のつどい
内容	「つながりあおう！地域の輪！かめおかの輪！」をテーマに障害児者、高齢者、親と子、世代を超えてさまざまな人が集い、交流しお互いに思いやり、共に支え合うまちづくりを推進します。
担当課	社会福祉協議会
事業名	社会福祉協議会活動への助成・支援
内容	社会福祉活動の強化促進を図り地域福祉活動の推進を図るため、亀岡市社会福祉協議会に対して、福祉活動専門員及びボランティアコーディネーター等を設置するための活動費を助成・支援する。
担当課	地域福祉課

事業名	民生委員児童委員活動への助成・支援
内容	高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯などの見守り活動のほか、父子・母子家庭など地域住民の相談や子育て支援などの幅広い活動を行っている民生委員・児童委員活動への助成・支援を行います。
担当課	地域福祉課

〈コラム〉 あなたのまちの民生委員・児童委員

◆こんな困りごとはありませんか？

- ・高齢になり、一人暮らしで心細い
- ・赤ちゃんのことで身近な相談相手がほしい
- ・福祉サービスについてちょっと知りたい

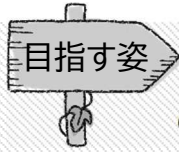


民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からボランティアとして委嘱されています。

活動内容は、高齢者等の見守り活動や地域福祉活動のお手伝いを行っているほか、生活上の悩みなどについて、支援を必要とする人と行政等の関係機関とのパイプ役を担っています。

亀岡市では、地域の方々の最も身近な相談役として、地域福祉の中心的な役割を担う民生委員・児童委員181名と、主に児童問題に取り組む主任児童委員18名が活動しています。

(2) ボランティア・市民活動の推進



地域で活動するボランティアや団体が増え、地域の課題解決に向けた取り組みが活発に行われる地域

方向性

様々な市民にボランティア活動への参加を促進することや、地域生活課題の解決にボランティアの力を活かすために動しやすい環境の整備や活動の情報発信などボランティア活動の強化を進めます。



① 地域福祉活動を行う活動団体への支援

ボランティアの加入促進や社会福祉協議会のボランティアセンターの運営を支援するなど、地域で活動するNPOや活動団体等が継続的に活動できるよう支援を行います。

また、災害時に被災者の救急活動や被災地の復旧を支援する活動を行う災害ボランティアの受け入れ、コーディネートなどを行う災害ボランティアセンターの充実・強化を行います。

② ボランティア活動の情報発信

ボランティアに関する意識を高めるため、福祉教育の一環として、ボランティア体験を実施するなど、ボランティアに関する意識啓発に努めます。

地域に住む市民にボランティア活動への参加を促進するため、様々な媒体を活用した情報発信に努めます。

また、近年の動向を鑑み、インターネットを活用した情報発信や、市民による情報発信ができる仕組みづくりを進めます。

③ 市民協働の促進

活動支援や人材・組織の仲介などを行うコーディネーターの配置を図り、多様な主体の協働に対する理解を深め、地域の課題解決を進めていく仕組みや基盤づくりを推進する支援を行います。

また、多様な主体の協働に対する理解を促進するため、市民、市民団体、事業所等へ協働を促す情報発信を充実させます。

具体的な取組

事業名	かめおか市民活動推進センター
内容	市民団体等の市民活動を支援するための拠点として、特定非営利活動法人に管理運営を委託し、市民活動支援のための場所の提供や、団体が利用できるコピー機等の機器の管理、情報の収集及びインターネットや紙面を通じた提供、市民活動に関する相談、相互交流、各種講座の開催、ホームページのメンテナンス、団体の登録に関する事務を行います。
担当課	市民力推進課
事業名	コミュニティビジネスを支援する仕組み
内容	コミュニティビジネスに関する先進事例等の情報収集や、亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業を通して、コミュニティビジネスにつながる団体の支援します。
担当課	市民力推進課
事業名	支えあいまちづくり支援金
内容	地域の課題解決による魅力あるまちづくりに向けた市民活動団体等の自主的な取り組みを資金面から支援することを目的として、子育て支援・自然環境の保全・農林振興など、その他様々な分野において延べ 101 事業への支援を行いました。
担当課	市民力推進課
事業名	社会福祉協議会ボランティアセンター
内容	ボランティアをしてみたい人やお願いしたい人の相談やコーディネート・情報提供などを行い、ボランティア活動を広く支援します。
担当課	社会福祉協議会

〈コラム〉



(3)新たな担い手の育成



若者から高齢者まで地域福祉活動に関心のある人が担い手として育ち、様々な人が活躍することができる地域

方向性

地域活動の活性化や充実した活動が続けられるよう、新たな担い手の発掘・育成を進め、幅広い世代間交流などによるつながりを深めていきます。



行政がすること

①生涯を通じて行う福祉教育の推進

地域福祉の輪を広げるため、子供の頃から福祉について学ぶ機会を提供するとともに市民一人ひとりが地域社会をつくる一員として関心と自覚を高めることができるよう、子どもから大人まで様々な世代に対し、ともに学びあう機会をつくり、地域に根差した福祉教育の場を提供します。また、市民が積極的に参加できるよう周知に努めます。

②人権意識の醸成と地域福祉への理解促進

高齢者や障害のある人、外国人等の様々な立場の人の状況や信条を正しく理解し、年齢や性別、国籍、障がいや疾病の有無にかかわらず尊重しあうことができるよう教育や啓発の場を通じて人権意識の醸成を図るとともに地域福祉を身近なものとして感じることができる環境づくりに努めます。

③人材育成のための活動の充実

高齢者や障害のある人、外国人等の様々な立場の人お状況や信条を正しく理解できるよう教育、啓発の場を通じて人権意識の醸成を図るとともに地域や福祉を身近なものとして感じることができる環境づくりに努めます。

④活躍できる場の拡大

子育てを終えた人や退職した人など地域の中にいる様々な技術や経験を持った人が気軽に地域福祉活動に参加し、活躍できる環境を整えます。

具体的な取組

事業名	生涯学習を通じた学習の機会
内容	コレッジ・ド・カメオカや生涯学習市民大学、丹波学トークの3大シンボル講座をはじめとする様々な学習機会を提供します。
担当課	市民力推進課
事業名	隣保館が実施している地域福祉事業
内容	隣保館では常時、人権問題をはじめ、福祉相談や生活相談、就職相談等様々な相談業務を行います。
担当課	人権啓発課
事業名	認知症啓発事業
内容	認知症啓発事業として、「認知症市民公開講座」、「認知症サポーター養成講座」「アルツハイマー月間に関する啓発活動」等を実施している。啓発事業は、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、より多くの人が認知症について理解を深めることを目的にしている。
担当課	健康増進課
事業名	障がい者の理解を深める市民への啓発事業
内容	市内の障がい者、障がい者団体及び市民を対象に、障がい者問題について市民の理解と認識をさらに深めるための啓発事業を実施します。
担当課	障がい福祉課
事業名	障がい者差別解消の取り組み
内容	障がいのある人に対する理解を深めること、人権意識を高めること、障がい者の社会参加を促進すること及び全市民に合理的配慮の提供を意識づけるため、障がい者差別解消に係る啓発情報の発信及び、全市民を対象に障がい当事者による啓発活動等を行います。
担当課	障がい福祉課
事業名	部落差別解消の取り組み
内容	部落問題をはじめとした各種人権問題に対して、人権啓発冊子「きずな」の発行等の広報活動、また「ヒューマンフェスタ」や街頭啓発等の人権啓発事業を行います。
担当課	人権啓発課
事業名	ヘイトスピーチの解消
内容	ヘイトスピーチ解消法」の趣旨や責務を踏まえ、「亀岡市の公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン」を推進します。
担当課	人権啓発課

事業名	ファミリー・サポート・センター事業
内容	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人をつなぎ、子育て世代を支え、子育てしやすい地域づくりに取り組みます。
担当課	社会福祉協議会
事業名	寄り添いサポーター養成
内容	寄り添いサポーターの活動は、地域社会とのつながりが希薄で社会的孤立の状態、若しくはそれに準ずる状態である人を対象者として、適時関係者と連携しながら「発見」し、当事者や家族の意向に寄り添い、訪問での会話や相談対応を基本とした「見守り」や「つながりづくり」の支援を行う為のスキルを持つサポーターを養成します。
担当課	社会福祉協議会
事業名	福祉人材の確保
内容	将来の介護や保育などの福祉サービスの安定供給を確保するため、資格取得の支援
担当課	
事業名	くらしのサポート制度
内容	日常生活を営むのに支障があり、何らかの理由で他の福祉サービスの利用等が困難な世帯に対し、市民の参加と協力により、非営利のボランタリーな活動を基盤とした住民相互の助け合いによる福祉サービスを供給します。
担当課	社会福祉協議会

〈コラム〉



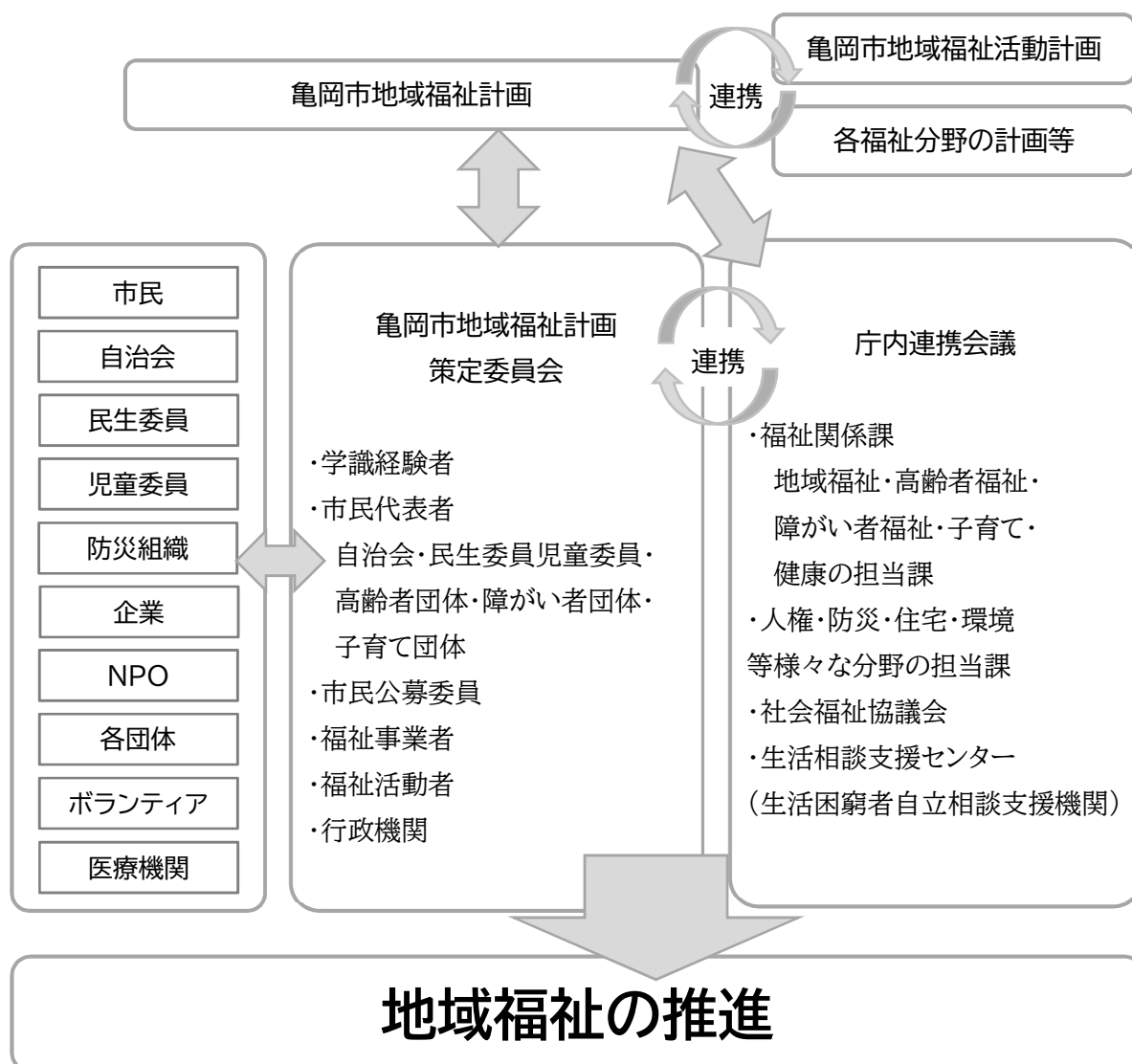


第5章 計画の推進に向けて



1 計画の点検・評価

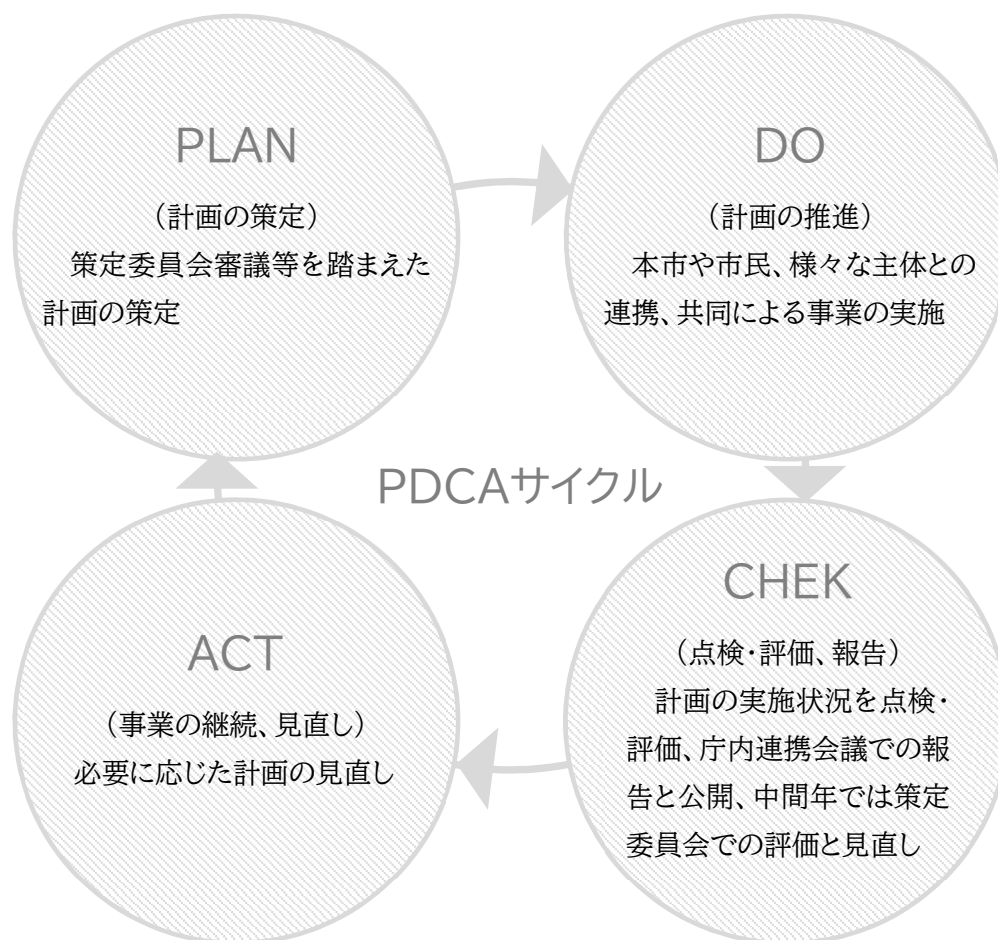
計画の策定、推進にあたっては、計画策定・評価見直しを行う亀岡市地域福祉計画策定委員会を設置するとともに、庁内連携会議において、地域福祉の推進に関する連携協議を行うことにより計画を推進します。



2 PDCA サイクルによる見直し

この計画は、災害時要配慮者支援、生活困窮者自立支援の他、障がいのある人、高齢者、子ども・子育てに関する支援など広範囲にわたることから、庁内関係課及び社会福祉協議会等による連携会議において、年度ごとの計画の進捗状況の把握等を行います。

また、様々な福祉関係者で構成する地域福祉計画策定委員会においては、計画の進捗状況を中間年に点検・評価し、必要があれば見直しを行う等、効果的な計画の推進を図ります。





資料編



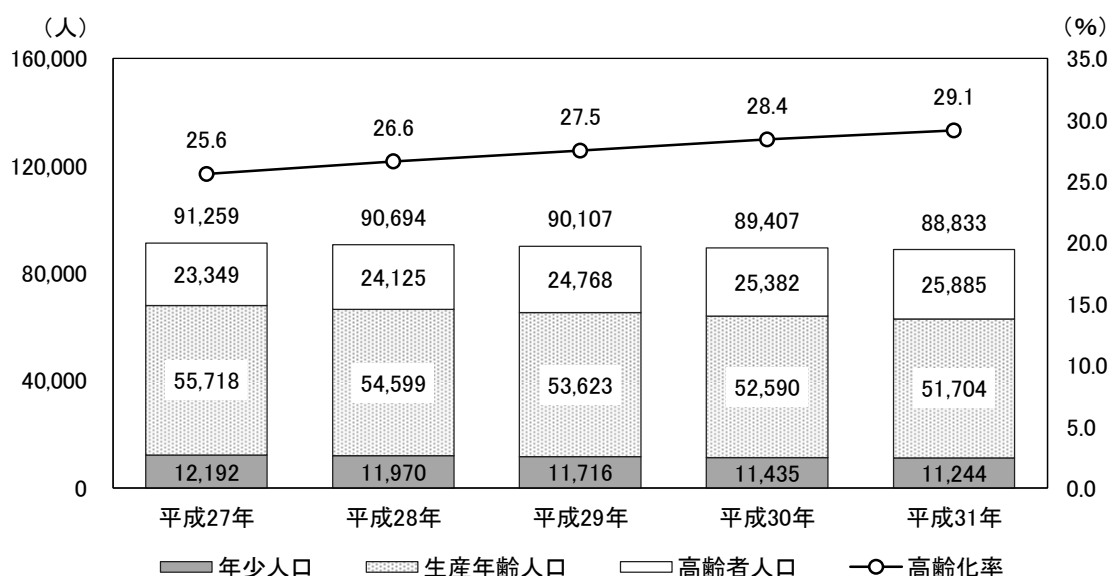
1 基礎資料

(1)人口状況

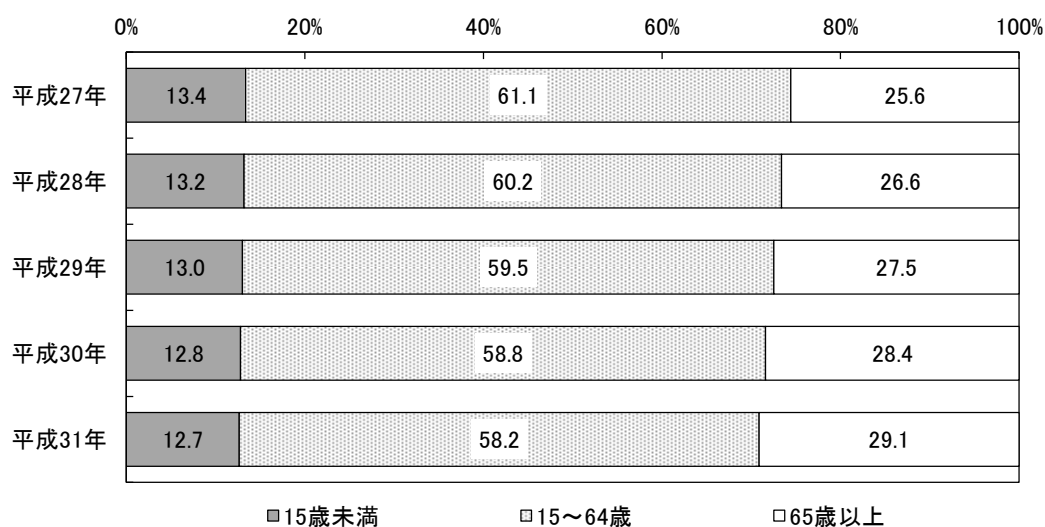
年齢3区分別人口についてみると、年少人口と生産年齢人口が減少を続けているのに対し、高齢者人口は増加を続けています。

高齢化率は年々上昇しており、平成31年には29.1%となっています。

◆年齢3区分別人口の推移



◆年齢3区分別人口比率の推移

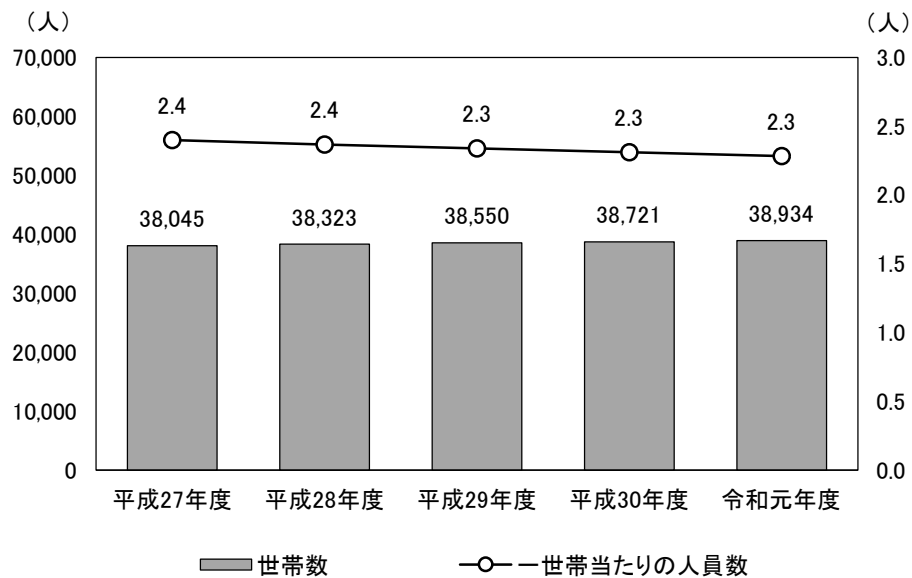


(2)世帯の状況

世帯数についてみると、世帯数は年々増加を続けており、平成27年の38,045世帯から令和元年度では38,934世帯となっています。

一世帯当たりの人員数をみると、世帯数が増加していることに対して、人員数は減少しており、核家族化が進んでいると考えられます。

◆世帯数、一世帯当たりの人員数の推移

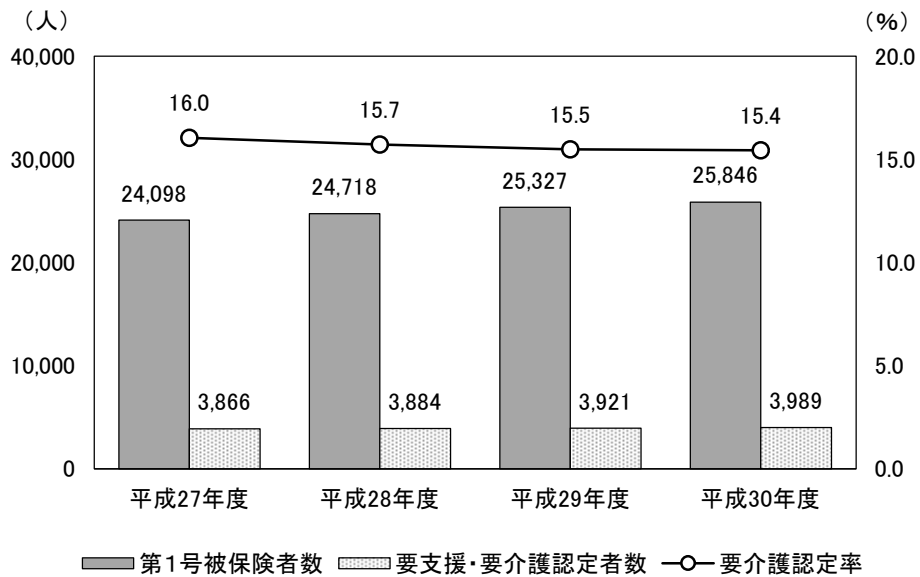


(3)要支援・要介護認定者の状況

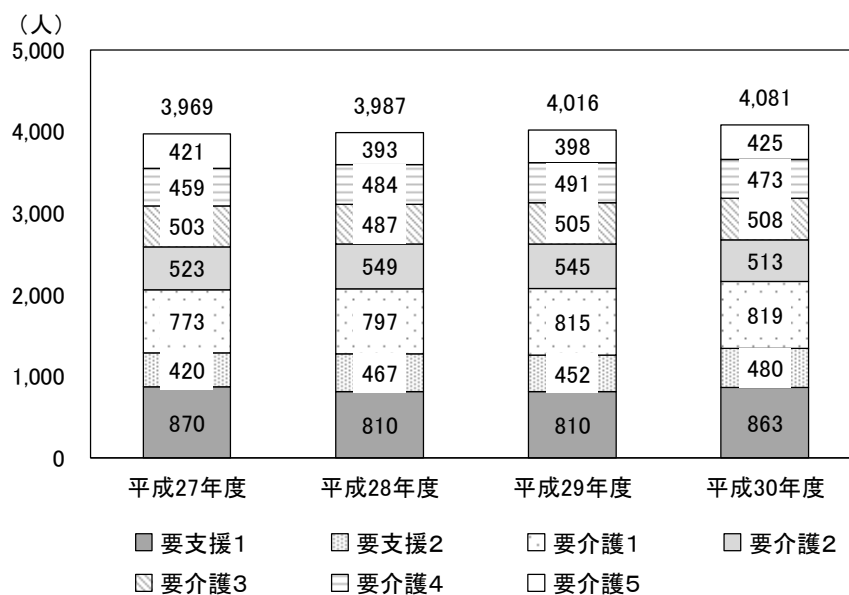
要支援・要介護認定者数と要介護認定率の推移についてみると、要支援・要介護認定者数は平成27年度以降増加を続けており、平成30年度には3,989人となっています。要介護認定率は平成27年度以降低下しており、平成30年度には15.4%となっています。

要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者含む）の推移についてみると、平成27年度以降増加を続けており、平成30年度には4,081人となっています。

◆要支援・要介護認定者数と要介護認定率の推移



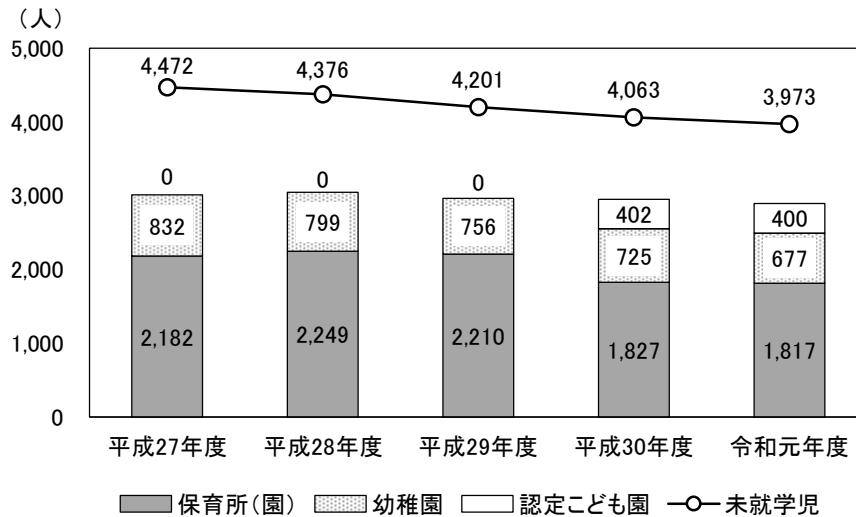
◆要支援・要介護度別認定者数(第2号被保険者含む)の推移



(4)未就学児の状況

保育所（園）・幼稚園等の児童数の推移についてみると、保育所（園）の児童数は、平成27年度から平成28年度にかけて増加しましたが、平成29年度以降減少を続けており、令和元年度には1,817人となっています。幼稚園の児童数は、平成27年度以降減少を続けており、令和元年度には677人となっています。

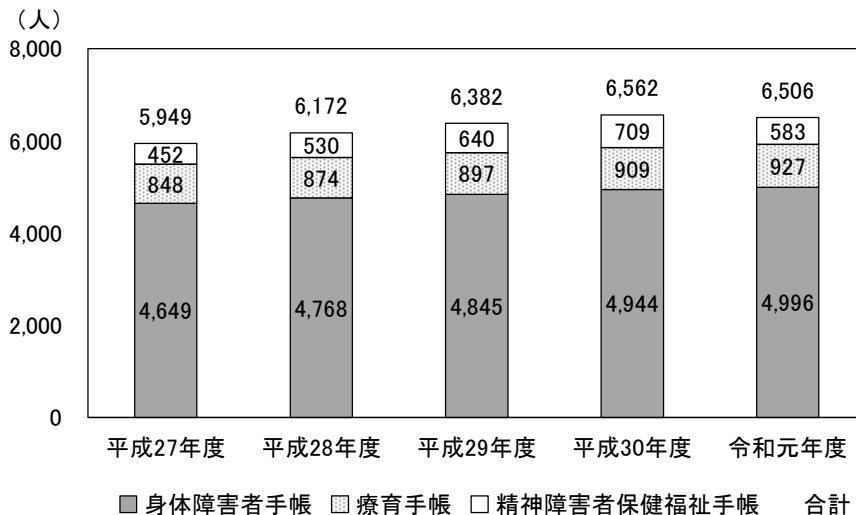
◆保育所（園）・幼稚園等の児童数の推移



(5)障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移についてみると、平成27年度から平成30年度にかけて増加していましたが、令和元年度ではわずかに減少しています。また、令和元年度の障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者が4,996人、療育手帳所持者が927人、精神障害者保健福祉手帳所持者が583人となっています。

◆障害者手帳所持者の推移



(6)生活困窮者に関連する状況

被保護世帯数・人員数についてみると、平成 27 年度以降減少を続けており、令和元年度の被保護世帯数は 609 世帯、被保護人員数は 857 人となっています。

生活困窮者自立相談支援機関での相談件数についてみると、いずれの年度においても 65 歳以上の相談件数が最も多くなっています。

生活福祉貸付件数についてみると、平成 27 年度以降増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度は 40 件となっています。

◆被保護世帯数・人員数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保護世帯数 (世帯)	719	699	677	642	609
被保護人員数 (人)	1,154	1,082	1,006	938	857
保護率(%)	12.9	12.2	11.2	10.6	9.6

◆被保護世帯数・人員数の推移生活困窮者自立相談支援機関での相談件数

(件)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
10 代	0	1	0	0	1
20 代	12	9	12	2	9
30 代	23	11	17	7	11
40 代	19	26	34	19	24
50 代	25	14	23	19	35
60~64 歳	18	16	10	7	12
65 歳以上	44	48	56	45	40
計	141	125	152	99	132

◆生活福祉貸付件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸付(件)	54	34	50	46	40

(7) ボランティアの状況

登録ボランティア数の推移についてみると、個人のボランティア登録数は減少傾向にあり、令和2年度には14人となっています。団体のボランティア登録数は平成27年度以降増加を続けており、令和2年度の団体数は34団体、会員数は48人となっています。

◆ボランティア数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人	人数	28	24	19	13	18	14
団体	団体数	22	23	26	28	31	34
	会員数	384	385	395	395	441	448
その他	人数	0	0	0	0	0	0

(8) 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員についてみると、令和2年度では199人となっています。地区別では中部地区が最も多く、令和2年度では40人となっています。民生委員・児童委員の活動状況についてみると、相談・支援件数、活動日数において減少傾向となっています。

◆民生委員・児童委員の人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
民生委員・児童委員	197	198	198	198	199	199
うち主任児童委員	18	18	18	18	18	18

◆民生委員・児童委員の人数(地区別の状況)

地区別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
亀岡地区	37	37	37	37	37	37
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
南部地区	23	23	23	23	23	23
(うち主任児童委員)	3	3	3	3	3	3
西部地区	21	21	21	21	21	21
(うち主任児童委員)	3	3	3	3	3	3
中部地区	39	39	39	39	40	40
(うち主任児童委員)	4	4	4	4	4	4
川東地区	24	24	24	24	24	24
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
篠地区	31	32	32	32	32	32
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
つつじヶ丘地区	22	22	22	22	22	22
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2

2 地域福祉計画に盛り込むべき事項(抄)

3 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

4 亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿
